

令和6年度第1回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 次第
(令和6年7月8日(月)開催)

開催日時:令和6年7月8日(月) 14時00分から

開催場所:八千代市福祉センター4階 研修室

1. 開会・挨拶

2. 委員長及び副委員長選出

3. 協議・検討・意見交換

(1)協議会委員・所属団体等の紹介

※自己紹介も含め、各団体の取組等を3分程度で紹介していただきたく存じます。また、各団体のパンフレット等の配付が必要でしたら、当日20部持参いただくか、メールでデータをお送りください。

(2)八千代市の協議会・中核機関について(説明)

(3)八千代市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について

※同計画を令和7年3月に八千代市地域福祉計画と一体的に策定する予定です。八千代市の現状等を踏まえて作成した素案について説明いたしますので、ご意見等をいただきたく存じます。

4. 事務連絡

5. 閉会

八千代市権利擁護連携支援センターの設置・機能等について

【目的・経緯】

八千代市権利擁護連携支援センター（以下、連携支援センターという）は、「権利擁護の推進を図ること」及び「成年後見制度の支援体制を整備すること」の2つを主たる目的として、令和6年4月に設置しました。

国の成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」を設置することが求められており、八千代市では、「成年後見制度は権利擁護の支援制度の中のひとつ」であり、すすめていくべきところは「権利擁護全体」であるとの考えから、このような名称としました。

【設置時期】

令和6年4月1日

【委託先】

八千代市社会福祉協議会

【連携支援センターが担う業務】

- ① 権利擁護，成年後見制度に関する相談支援業務
- ② 成年後見申立の手續等の支援業務
- ③ 成年後見制度普及啓発業務
- ④ 市民後見人及び市民後見人候補者支援業務
- ⑤ 関係機関等とのネットワーク構築業務
 - ア：八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会への運営協力
 - イ：受任者調整及びチーム支援
 - ウ：権利擁護に関する情報の収集及び提供
 - エ：行政機関，関係機関等，専門職等との連携
 - オ：成年後見人等への支援
- ⑥ 法人後見の受任業務
- ⑦ その他の権利擁護，成年後見制度の利用促進に関する必要な業務

【連携支援センターが担う業務詳細】

① 権利擁護，成年後見制度に関する相談支援業務

・地域包括支援センターや基幹相談支援センター，医療機関等に所属する職員からの権利擁護，成年後見制度に関する専門的な相談に応じる。（2次相談窓口としての機能）

※ 当面は1次相談窓口となる地域包括支援センター及び基幹相談支援センターでの相談対応が十分にできないことも想定されるため，その後方支援も行う。

② 成年後見申立の手續き等の支援業務

・市民等から本人もしくは親族申立による成年後見申立手續支援の申出があった場合には，専門職の代行とならないように留意したうえで，書類の作成補助等を行う。

③ 成年後見制度普及啓発業務

- ・成年後見制度等の権利擁護に関する制度について、幅広く、深く知ってもらうための業務を行う。

④ 市民後見人及び市民後見人候補者支援業務

- ・市民後見人養成研修，市民後見人等への支援業務を行う。また，今後の市民後見人養成の方法等も検討していく。

⑤ 関係機関等とのネットワーク構築業務

ア：八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会への運営協力

八千代市が主体で開催する協議会への運営協力を行う。

イ：受任者調整及びチーム支援

市長申立を含め成年後見人候補者の選定に関する受任者調整や困難事例等の対応検討を行う。多機関の連携を要する場合には，チーム支援の調整を行う。

連携支援センターが関係者を招集して協議（担当者会議）

- ・後見人候補者がおり，妥当
- ・後見人候補の職種が明確
- ・後見人が選任されれば課題解決

開始等申立書の成年後見人等候補者欄等に記入をして申立

- ・後見人候補の職種が複数ある
- ・後見人等選任後もチーム支援が必要
- ・司法等の専門職の助言が必要

専門職を交えたケース検討会に諮り協議

ウ：権利擁護に関する情報の収集及び提供

成年後見制度を含む権利擁護に関する情報や社会資源の把握及び情報提供を行う。

エ：行政機関，関係機関等，専門職等との連携

各行政機関，関係機関等と連携を図り，制度利用に繋げ，また，日常生活自立支援事業から成年後見制度等に円滑に繋がられる仕組みを構築する。

オ：成年後見人等への支援

主に親族や市民後見人を対象として成年後見人等からの相談に対する助言を行う。

⑥ 法人後見の受任業務

受任者調整等により他に適切な後見人等が得られないと判断された場合には法人として受任する。

- ア 親族や専門職等による後見活動が期待できない者
- イ 将来的に市民後見人への交代が期待できる者
- ウ 市民後見人が選任され，監督人を必要とする者
- エ その他，市が必要と認める者

⑦ その他の権利擁護，成年後見制度の利用促進に関する必要な業務

市が策定する成年後見制度利用促進基本計画を含め，権利擁護や成年後見制度に関する施策を検討する場合には，市に協力する。

八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会について

協議会は、国の計画により、「専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体」とされています。

この協議会には、権利擁護に関する施策等の検討も含まれてくることから、協議会の実施主体は、司令塔的な役割として「市」が担い、八千代市権利擁護連携支援センターは、それに運営協力する形で設置します。

【八千代市での協議会内容・体制等】

協議会で取り扱う事項

- ・各団体の権利擁護に係る事業や取り組みの共有
- ・中核機関の取組状況に対する事項
- ・市の成年後見制度利用促進基本計画に関する意見具申

↓

- ・多職種間の連携強化による仕組みづくり
- ・地域に共通する課題の共有及び解決策の協議（担い手不足・身寄りのない入院患者等）
- ・チーム支援推進するための体制整備に関する協議

構成・開催頻度（予定）

協議会（年2回）

- ☐ 高齢者・障がい者支援センター（弁護士会） ☐ リーガルサポート千葉県支部（司法書士会）
☐ ばあとなあ千葉（社会福祉士会） ☐ 八千代市介護サービス事業者協議会（高齢者支援事業者）
☐ 八千代市障害者自立支援協議会（障害者支援事業者） ☐ 近隣医療機関等連携協議会（MSW）
☐ 認知症疾患医療センター（MHSW） ☐ NPO 法人成年後見なのはな
☐ 行政機関（福祉総合相談課・障害者支援課） ☐ 地域包括支援センター
☐ 家庭裁判所（オブザーバー参加）

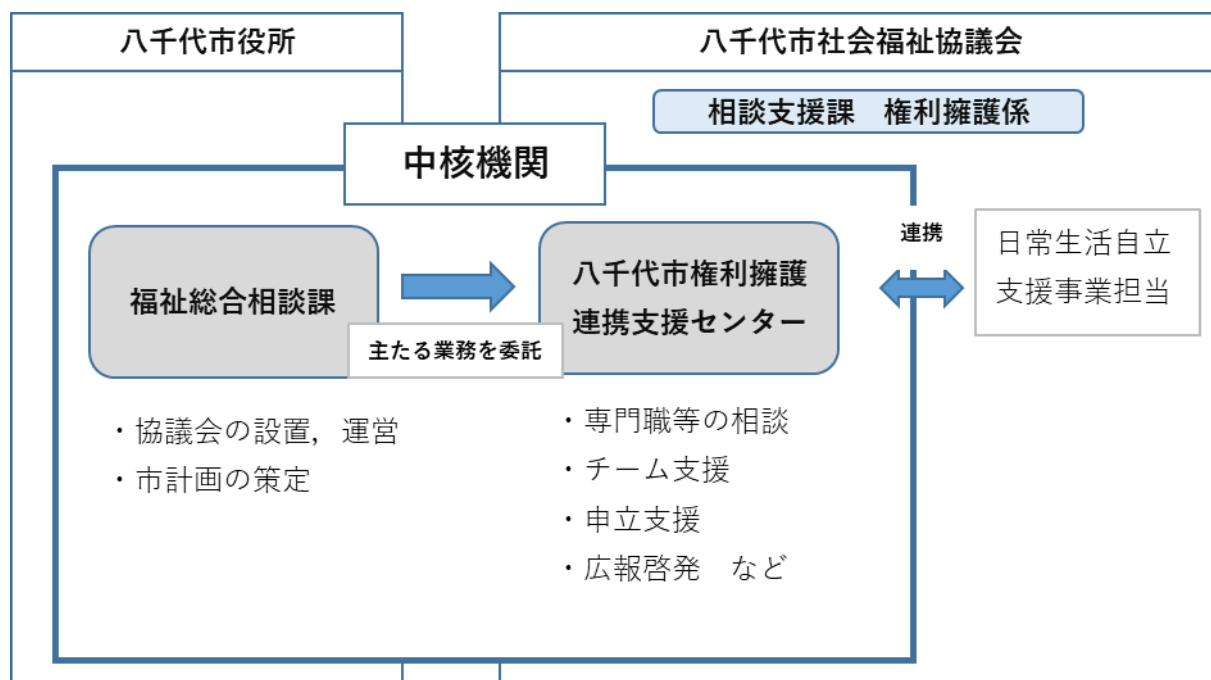
【その他】

関係団体の意見交換等を目的とした交流会

幅広い関係者も参加できる形での開催（年1回） ※コアメンバーに加えて下記団体への案内を想定

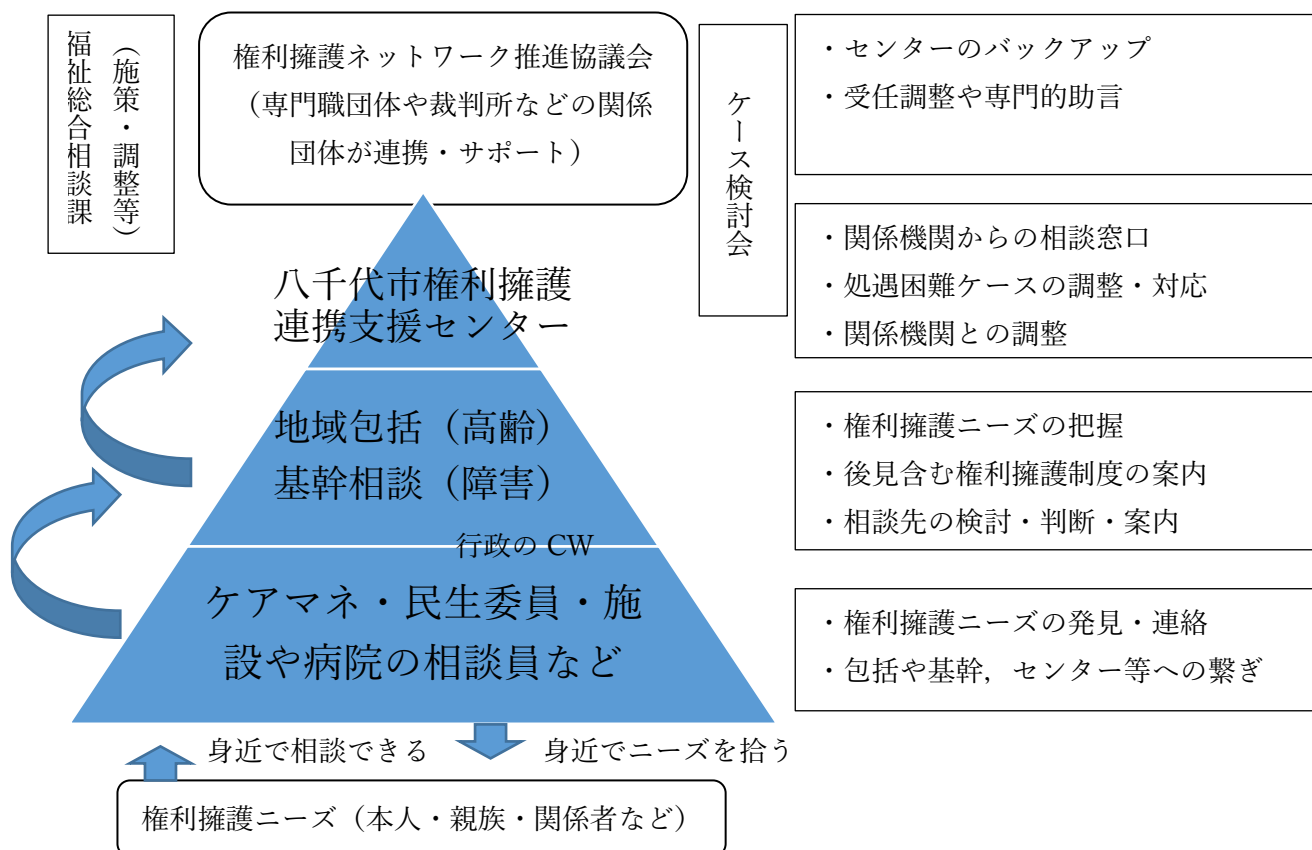
- | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|------------------------------------|
| ☐ 税理士会 | ☐ 行政書士会 | ☐ 社会保険労務士会 | ☐ 精神保健福祉士協会 |
| ☐ 市民後見人 | ☐ 民生委員協議会 | ☐ 自治会関係 | ☐ 医師会 |
| ☐ 高齢者当事者関係 | ☐ 障害者当事者関係 | ☐ 金融機関関係者 | ☐ 消費生活センター |
| ☐ 医療関係 | ☐ 警察 | ☐ 中核地域生活支援センター（まるっと） | |

【八千代市の中核機関のイメージ】



中核機関の主要業務は八千代市権利擁護連携支援センターが担うが、委託先に丸投げとならないよう、施策の反映や団体間の調整を要するネットワーク推進協議会は市が設置する形としている。

【権利擁護に関する相談体制のイメージ】



1 成年後見制度利用促進基本計画の背景

近年、我が国では人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められているところです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」において、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念がさらに尊重され、国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに、令和4年度からは成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの多様化及び増大する見込み等に対応するため、第二期計画を策定のうえ、より一層の取り組み強化に努めているところです。

本市は、平成27年4月に設置した福祉総合相談室において、市内の福祉分野の基幹的な役割を担う体制を構築するとともに、市社協に成年後見制度利用支援に係る業務を委託し、成年後見の利用促進に関する取組や市民後見人の養成などを市と市社協で連携して推進してきました。令和5年度には「八千代市成年後見制度利用促進協議会設立準備会」を立ち上げ、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」の具体的な体制や役割の整理など行った上で、令和6年4月に、権利擁護全体を推進する「八千代市権利擁護連携支援センター」を市社協に設置しています。今回、「第2次八千代市地域福祉計画」の策定に併せて「八千代市成年後見制度利用促進計画」を位置づけ、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携など、制度の利用促進の充実に努めていくものです。

【八千代市の成年後見利用促進体制に関する取組状況】

年月	内容
平成27年4月	福祉の総合相談を受ける窓口として、庁内に「福祉総合相談室」を設置。長寿支援課から高齢者の措置に関する業務、障害者支援課から基幹相談及び虐待防止、措置に関する業務が移管され、あわせて市長申立業務を実施。
同年	市社協に成年後見利用支援に関する業務を委託。市社協にて「後見支援センター」を設置。
平成30年4月	組織改正に伴い、高齢者の措置に関する業務は長寿支援課、障害者の基幹相談及び虐待防止、措置に関する業務はそれぞれ障害者支援課に移管。
同年	市民後見人養成研修開始（3ヵ年計画）
令和3年10月	市民後見人台帳に5名登録（養成終了がコロナ禍により1年延期）
令和4年2月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進体制整備検討会」を設置。
同年	第2期市民後見人養成研修開始（3ヵ年計画）
令和4年6月	検討会において、市社協の成年後見運営委員会委員の有識者との意見交換会を実施。以後、対面4回・書面1回開催。
令和5年3月	成年後見制度の利用促進に係るとりまとめを行い、検討会を廃止。
令和5年4月	福祉総合相談室と地域包括支援センターの業務を主とした「福祉総合相談課（福祉総合相談班・地域包括ケア推進班）」を設置。高齢者の措置に関する業務を含め、「成年後見制度の利用促進に関すること」「高齢者の権利擁護に関すること」を所掌。
令和5年5月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進協議会設置準備会」を設置。アドバイザーとして弁護士会・司法書士会・社会福祉士・市民後見人・市社協の有識者を招聘して実施。以後、対面4回開催。
令和6年4月	「権利擁護の推進を図ること」及び「成年後見制度の支援体制を整備すること」を主たる目的とする「八千代市権利擁護連携支援センター（市社協委託）」を設置。
令和6年5月	「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」を設置。
令和6年7月	令和6年度第1回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催。

2 八千代市の現状及び課題

(1) 成年後見制度の利用状況等

八千代市における成年後見制度利用者数は、令和4年10月1日現在274人です。しかし、判断能力の低下等により、日常生活に支障が生じていると想定される高齢者や障害者は介護認定や障害者手帳の取得状況から、高齢者〇〇人、障害者〇〇人いる状況です。その中には、既に制度を利用されている人や家族等の支援を受けている人もいると想定されますが、まだ多くの方が成年後見制度の利用につながっていないことが予想されます。

■成年後見制度の利用状況（令和4年10月現在）

（単位：人）

後見の種類	法定後見			任意後見
類型	（後見類型）	（保佐類型）	（補助類型）	
類型別件数	203	64	7	
総数	274			2

資料：千葉家庭裁判所

■成年後見制度の利用が必要と思われる人の試算

① 高齢者の潜在的ニーズ 435人（推定値）

本市の認知症有病者推計値	8,165人	年齢別人口×年齢別認知症有症率により推計
本市の65歳以上の単身世帯の割合	18.9%	※単身世帯数9,580世帯÷高齢者人口50,785人
単身の認知症有病者推計値	1,543人	8,165人×18.9%
認知症高齢者日常生活自立度Ⅲa以上に割合	28.2%	
認知症高齢者日常生活自立度Ⅲa以上の単身者推計値	435人	1,543人×28.2%

注）日常生活に支障が生じている認知症状があると想定される単身の高齢者数

② 障害者の潜在的ニーズ 138人（推定値）

18歳以上で在宅の重度以上の療育手帳所持者数	201人	
在宅で1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数	173人	

(2) 成年後見制度に関する相談等の状況

① 権利擁護連携支援センター（八千代市社会福祉協議会）

令和6年4月より、権利擁護支援の中核的な機能を有する「権利擁護連携支援センター」を八千代市社会福祉協議会内に設置し、判断能力が不十分な方が成年後見制度を含む権利擁護に関する制度を利用しやすい体制を整えています。

八千代市社会福祉協議会では、権利擁護連携支援センターに関する業務を市から受託するとともに、県社協から日常生活自立支援事業業務を受託し、相互に連携を図って運営しています。

一方、各相談窓口における相談件数は横ばいもしくは減少しており、相談窓口に市民に十分に知られていない状況が伺えます。

■後見支援センターでの相談相談件数の推移

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
高齢	231人 (延べ666人)	105人 (延べ216人)	117人 (延べ243人)	
精神	20人 (延べ47人)	4人 (延べ11人)	17人 (延べ38人)	
知的	22人 (延べ55人)	24人 (延べ52人)	18人 (延べ32人)	
その他	26人 (延べ33人)	28人 (延べ30人)	18人 (延べ22人)	
合計	299人 (延べ801人)	161人 (延べ309人)	170人 (延べ335人)	

資料：八千代市社会福祉協議会

- ・「法人後見受任件数」10件 「法人監督受任件数」5件 計15件（令和5年5月時点）

※後見支援センター設置当初からは延べ約30件を受任

- ・「市民後見人養成人数（後見支援員としての実務終了者数）」 8名
(うち、市民後見人台帳登録者数は5名で全員が市民後見人として受任中)

日常生活自立支援事業の利用者は、近隣他市に比べて利用者数は多い状況です。

日常生活自立支援事業 利用者数	70人 (待機者30人)
--------------------	-----------------

(令和◆年◆月◆日現在)

■地域包括支援センターにおける相談件数 (単位：件)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度	65	69	46	
日常生活自立支援事業	24	16	15	

注) 相談件数は市内6か所のセンターの合計

② 市長申立ての状況等

市福祉総合相談課において、成年後見制度の市長申立及び報酬助成、成年後見利用促進に関する庁内の取りまとめ等を行っています。

本市では、必要な方が安心して制度を利用できるよう、成年後見等開始審判申立に要する費用や成年後見人等への報酬を支弁することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。市長申立の件数は、毎年10件程度あり令和4年度は合計13人です。

市長申立、報酬助成ともに件数はほぼ横ばいとなっています。

①市長申立件数 (単位：件)

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	3	8	14	9	10	11	
障害	0	1	2	2	1	2	
合計	3	9	16	11	11	13	

②報酬助成件数 (単位：件)

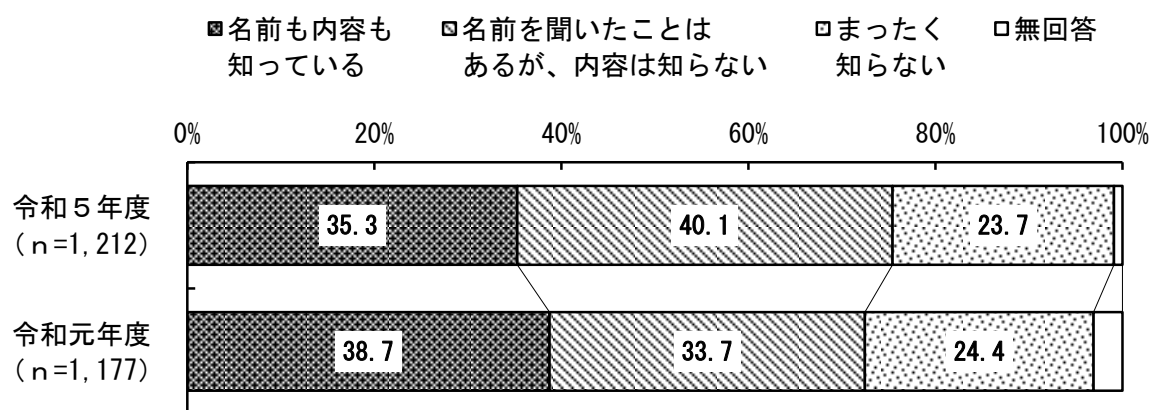
	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	10	13	11	10	16	12	
障害	3	2	4	5	4	3	
合計	13	15	15	15	20	13	

(3) 成年後見制度に関するアンケート結果

令和5年10月に実施した市民アンケートの結果では、成年後見制度に関する認知は「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせて75.4%ですが、令和元年度と比較すると「名前も内容も知っている」が3.4ポイント減少しています。成年後見制度の周知は十分とはいえない状況です。

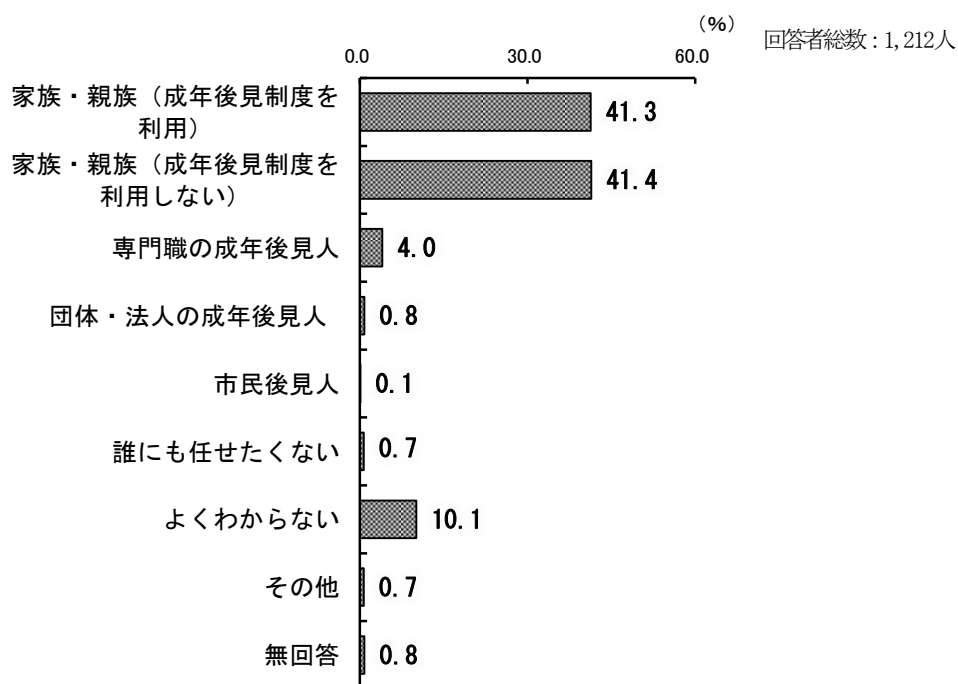
また、自分の判断能力が不十分になった場合に財産を任せたい人は、「家族・親族（成年後見制度を利用）」と「家族・親族（成年後見制度を利用しない）」を合わせて、“家族・親族”が8割以上を占めていますが、成年後見制度を利用するかは約半数に分かれています。

■成年後見制度の認知



注) 無回答値は省略

■財産を任せたい人



出典：八千代市地域福祉に関するアンケート

上記の状況から、成年後見制度が市民に「十分に知られていない」「相談に繋がっていない」「利用に至っていない」といった状況が伺えます。

3 基本的な考え方

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る
権利擁護の支援を進めます

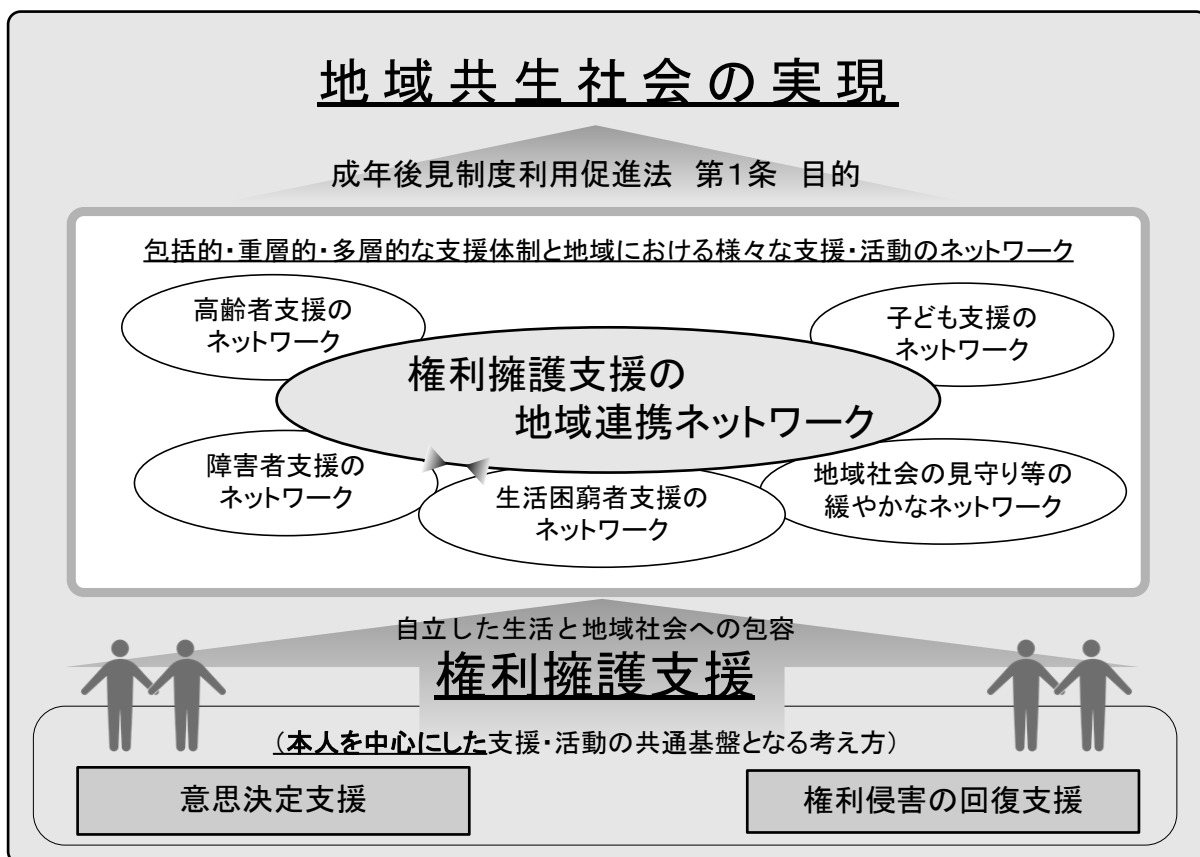
～ 八千代市成年後見制度利用促進基本計画 ～

本計画の内容は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画となるものです。

成年後見制度は、認知症、知的、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしており、より一層の取組強化が求められています。

本市においては、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に努めてまいります。

■ 成年後見制度の利用促進に向けて



出典：厚生労働省

4 取組内容

(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実

◆施策の方針◆

＊ 広報紙やホームページによる情報発信，制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。

事業等	事業概要	主な取組
①成年後見制度等の普及啓発	支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を行います。	○広報活動，情報発信 ○相談窓口の周知 ○市民向け講演会 ○専門職向け研修
②総合的な権利擁護支援策の充実	成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させ，本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援策の充実に取り組みます。	○日常生活自立支援事業との連携 ○新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

◆施策の方針◆

＊ 成年後見制度に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し，後見人の活動を支援することで，必要な方が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。

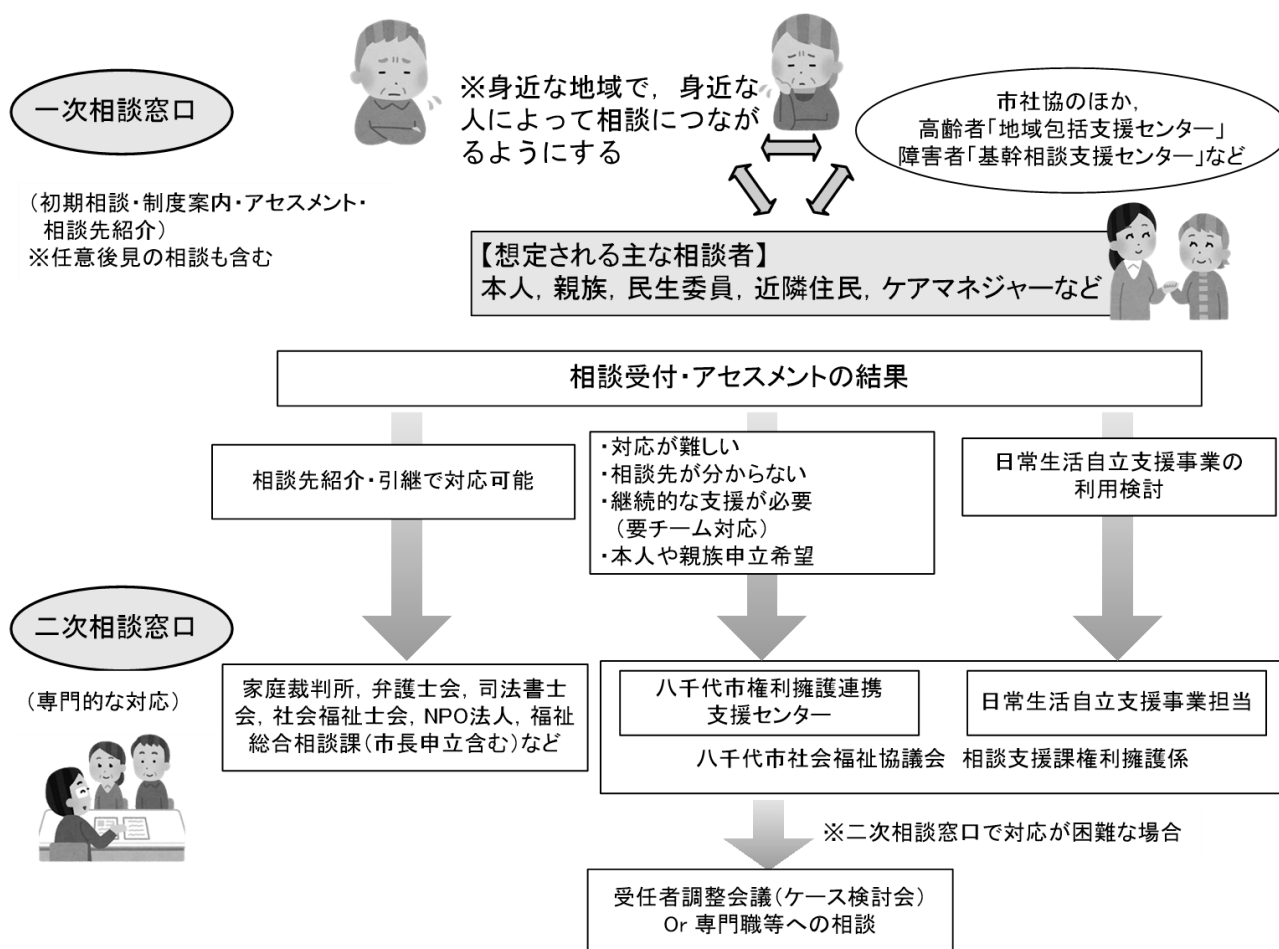
事業等	事業概要	主な取組
①利用しやすい環境整備と担い手の支援	成年後見制度を利用しやすい環境整備と，後見業務を行えるよう人材の育成やサポート体制を充実するものです。	○成年後見制度の利用支援 ○市民後見人の養成 ○後見活動の支援

【権利擁護に関わる相談や制度案内の流れ】

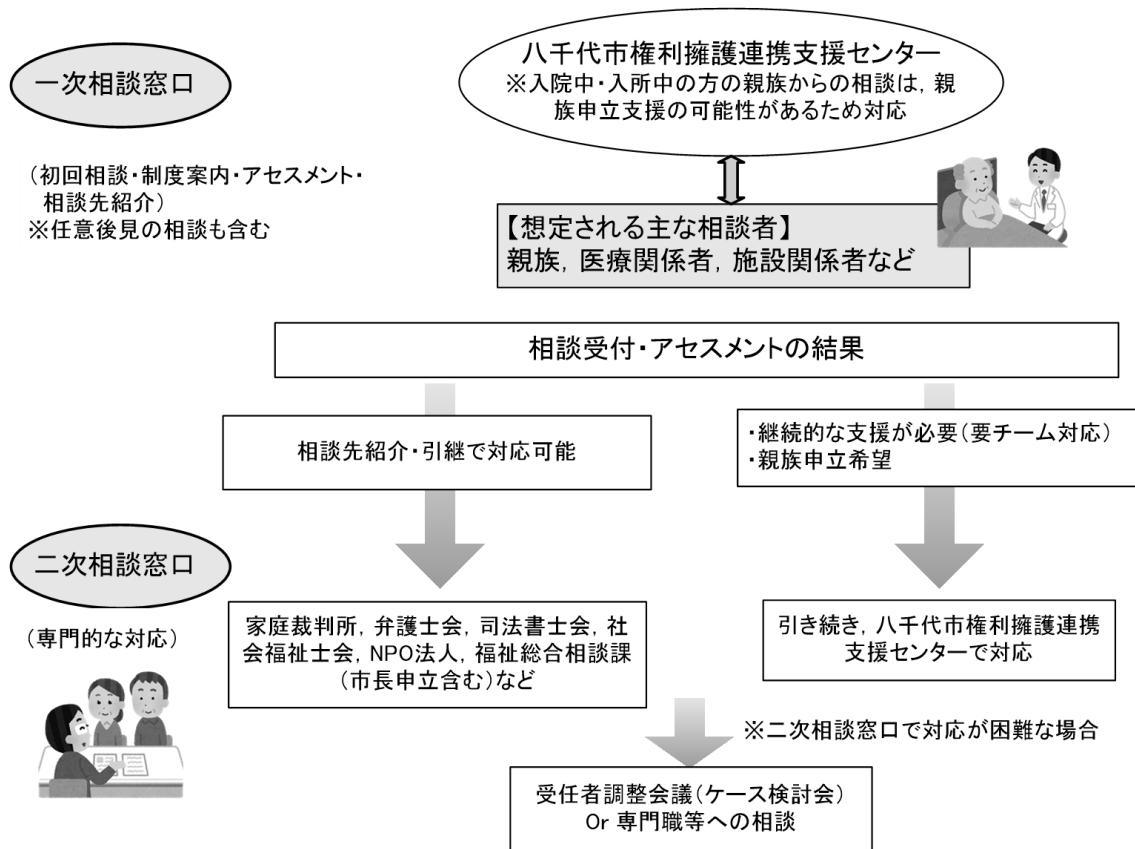
一次相談窓口は、身近な地域において、身近な人とのつながりによって、確実に相談につなげられる体制をつくっていくものです。そして、二次相談窓口では、一次相談窓口の受付・アセスメントの結果に基づき専門的な対応を図っていきます。

なお、二次相談窓口においても対応が困難な場合は、ケース検討会等により対応を図っていきます。

■権利擁護を必要とする人が「在宅」の場合のケース



■権利擁護を必要とする人が「入院中・入所中（退院・退所の予定がない）」の場合のケース



（３）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

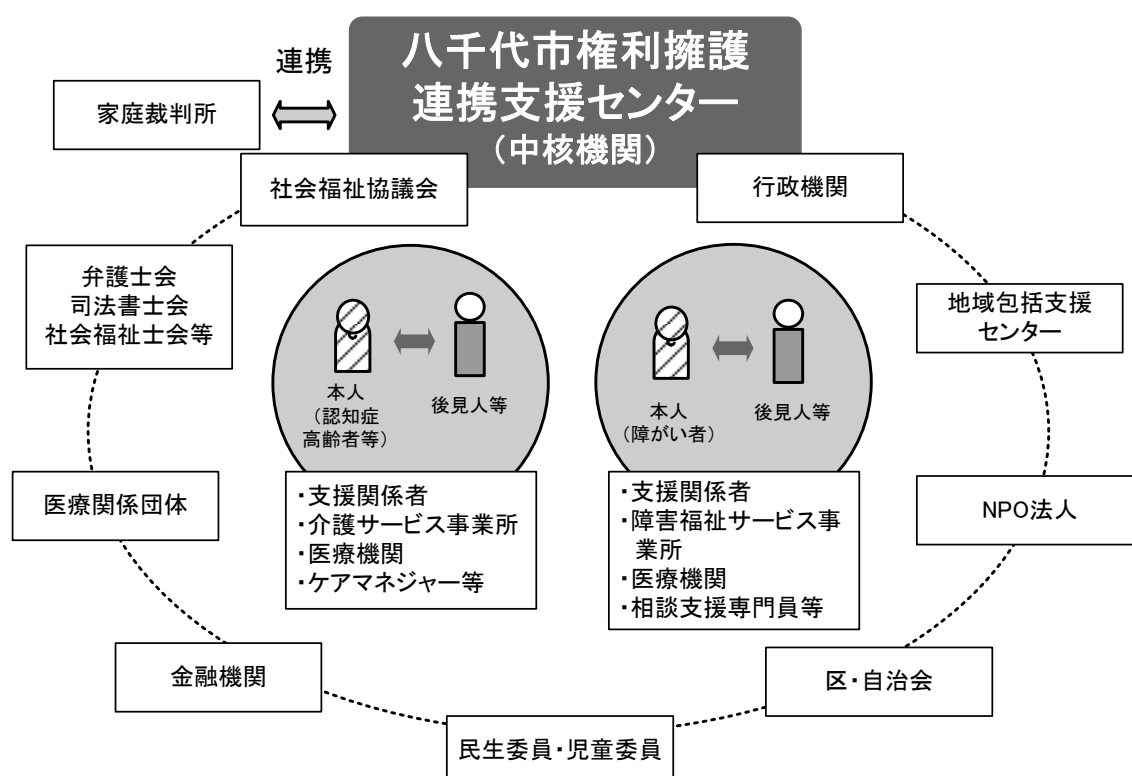
◆施策の方針◆

＊権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築し、真に支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを進めます。

事業等	事業概要	主な取組
①権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築	支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、権利擁護の地域連携ネットワーク体制の構築を進めるものです。	○中核機関の円滑な運用 ○権利擁護支援チームの形成 ○協議会の推進
②権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化	権利擁護支援に関わる関係者が、「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍の視点」、「機能強化のための仕組みづくりの視点」をもって、それぞれの場面に応じ、自発的に協力して取り組むものです。	○共通理解の促進 ○多様な主体の参画・活躍 ○機能強化のための仕組みづくり ○計画の推進体制

■権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージ

権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、「中核機関」、相談窓口を根幹としながら、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者など支援関係者が連携して、必要な支援につなげるネットワーク体制を構築します。



■「八千代市権利擁護連携支援センター」の機能

八千代市権利擁護連携支援センターは、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」として、令和6年4月に八千代市社会福祉協議会に委託し設置しています。

【連携支援センターが担う業務】

- ① 権利擁護，成年後見制度に関する相談支援業務
- ② 成年後見申立の手續等の支援業務
- ③ 成年後見制度普及啓発業務
- ④ 市民後見人及び市民後見人候補者支援業務
- ⑤ 関係機関等とのネットワーク構築業務
 - ア：（仮称）八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会への運営協力
 - イ：受任者調整及びチーム支援
 - ウ：権利擁護に関する情報の収集及び提供
 - エ：行政機関，関係機関等，専門職等との連携
 - オ：成年後見人等への支援
- ⑥ 法人後見の受任業務
- ⑦ その他の権利擁護，成年後見制度の利用促進に関する必要な業務

■「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」の機能

八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会委員名簿

区分	所属	委員

5 評価及び推進体制